

宇和島市学校跡地施設利活用基本方針【概要版】

カテゴリーの設定

第1章 はじめに

■ 策定の目的

宇和島市では、より良い教育環境を構築するため学校再編を実施し、令和元年度末現在で小中学校10校が閉校となっております。

再編により、廃校施設が生じ、既に利活用がなされているもの、また、その検討が行われているものもありますが、残る施設においても今後どのように活用していくのか大変重要です。

これらの施設については、学校施設として建造されたものであることから規模が大きく、他の施設への用途変更には一般的に多額の費用が必要となるとともに、維持管理していくためにもそれらに応じた経費も必要となります。

このことから、まずは施設の現状を十分に把握したうえで、廃校施設を有効に利活用していくための基本方針を策定し、円滑な利活用推進を図っていくとするものです。

■ 基本的な考え方

廃校施設の利活用については、まずは、地域住民の意向を尊重することを原則としますが、それぞれの施設の老朽度などの要因や利用状況といった公共施設のマネジメントの観点、地域経済の発展などの視点から、市民全体の利益にかなうものとする必要があります。

これらの点を踏まえ、この基本方針は、全体的な視点で利活用の検討を示すものとしてします。

また、市では施設等の機能を適正に維持しつつ、効率的・効果的な管理の基本方針を明確にする「公共施設等総合管理計画」を策定しており、この基本方針についての基本的事項については、「公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、それを補うための利活用の方針や土地の整理も含めた個別的指針とします。

第2章 検討対象施設について

■ 対象施設

津島地区の小学校6校、宇和島地区の小学校3校並びに中学校1校を（既に利活用の行われている一部を除く）対象とします。なお、今後の再編の状況及び利活用の状況に応じて、適宜追加、除外します。

地区	旧学校名	校地面積	うち建物敷地	建物面積	廃校日	利用状況(R2.3末)	備考
津島地区	浦知小学校	5,151㎡	2,389㎡	1,863㎡	H24.3.31	一部利用あり(本表P16)	
	曾根小学校	6,035㎡	3,447㎡	1,827㎡	H24.3.31		
	由良小学校	5,237㎡	2,684㎡	1,890㎡	H24.3.31		
	由良小学校須下分校	5,976㎡	3,530㎡	1,805㎡	H24.3.31		
	由良小学校平井分校	7,887㎡	2,815㎡	1,848㎡	H24.3.31		
	南部小学校	9,534㎡	4,579㎡	1,746㎡	H26.3.31		校舎：未耐震施設有
宇和島地区	石心小学校	8,736㎡	2,709㎡	2,214㎡	H25.3.31	一部利用あり(本表P16)	
	小池小学校	7,953㎡	1,896㎡	2,117㎡	H25.3.31	一部利用あり 一部活用済み(本表P16)	校舎・屋内運動場：未耐震施設有
	九島小学校	7,948㎡	2,126㎡	1,996㎡	H29.3.31	一部利用あり(本表P16)	校舎：未耐震施設有
	宇和海中学校	24,239㎡	10,941㎡	6,876㎡	H27.3.31		校舎・屋内運動場：未耐震施設有

第3章 活用にあたっての課題

■ 利用状況の十分な把握等

廃校施設は、地域の様々なコミュニティ活動等にも利用されているなど、十分な現状把握が必要です。

主な活用状況

- 地域の様々なコミュニティ活動
- 社会教育体育としての利用
- 災害時の避難場所としての指定
- 一時的な行政施設としての利用

■ 施設の耐震化の状況

施設の中には、旧耐震基準で建設されたものもあり、現状のままでは利活用の安全性を担保できない施設もあります。これらについては、解体を前提として検討を行う必要があります。

■ 土地の状況

廃校施設の利活用に当たっては、建物のほか、土地の状況についても十分に把握しておく必要があります。

第4章 利活用に向けた方針

利活用検討方針として5つのカテゴリーに分類し、利活用決定のための判断基準等を設定

■ カテゴリーの分類

(1) 地域による活用

地域住民が跡地を活用したいとの要望があったときは、施設の維持管理・運営など、事業内容を精査したうえで、優先的に検討するものとします。

(2) 公共・公用施設として活用

対象施設において、市が地域の活性化や防災対策など、行政目的として取り組むべき事業に要する施設として活用を検討します。

(3) 公共的団体等による活用

大学など、他の公共的団体等が、公共又は公益用に供する事業を行う要望等があれば、これら事業展開による活用を検討します。

■ 優先順位



跡地施設利用の申請

■ 利活用に向けた提案

利用希望者は「学校跡地施設利活用申請書」により活用の提案を行うものとし、決定フローに基づき、その利活用を判断します。なお、公共的団体・民間事業者等による活用の場合は、原則、提案された内容をもとに、公募のうえ利用者を決定します。

■ 事務処理の基本な流れ

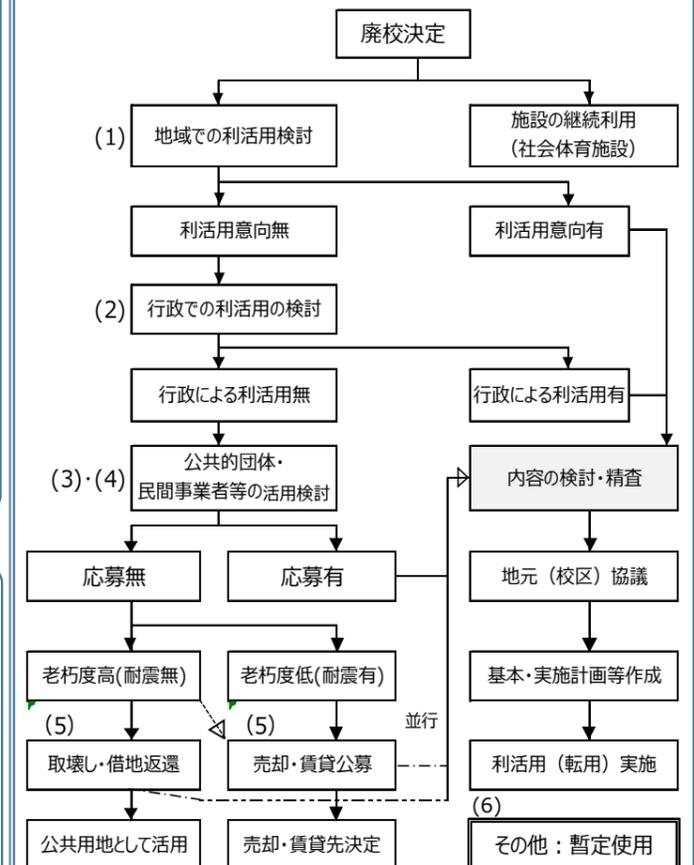
対象者	意思	検討	提案上問題ない場合		
地域での利活用	申請書	内容精査	利活用の実施		
公共的団体・民間事業者等による利活用			事業者公募	事業者決定	利活用の実施

判断基準

「公共的団体」や「民間事業者」等が利活用を行う要望があった場合は、以下の基準や留意事項に沿って対応します。

項目	内容
判断基準	○ 施設設置の必要性
	○ 地域の意向との適合
	○ 財源投入の妥当性（必要な場合）
	○ 運営主体の妥当性
留意事項	○ 貸付期間及び貸付収入の明確化
	○ 施設改修経費負担の明確化
その他	○ 暫定利用

跡地施設利用の決定フロー



※ 優先順位：(1)≧(2)>(3)>(4)>(5)（下位項目の前には上位項目を検討）